



グローバルな法仲間共同体における民主制

—地球社会のポスト国家的憲法に関する若干の考察⁽¹⁾

ハウケ・ブルンクホルスト 著
マンフレッド・フーブリヒト 訳

歴史は繰り返さない。繰り返しても、我々にはそれを認識することができない。しかし、我々は、ある社会的形態の構造的な前提条件をある程度確実に認識し、それについて少なくとも合理的に討論することができる。例えば、我々が生きている社会は、現在でもなお近代的な社会であるかのように見えるし、そしてこの近代をポスト近代、後期近代、反省的近代、また二度目の近代として特徴づける色々な提案は、そのことを証明する。意味論一かつては「上部構造」という言葉がときどき使われていたが一は、想像力の駆使にも係わらず、「近代的」という言葉に付着しつづけていて、これは社会の構造（かつて下部構造）が変化したのではなく、せいぜいグローバル化した結果にすぎないと推測できる。我々は現在機能的に分化された、個人化された社会に生活しなければならないし、またこの社会の不平等に配分された生活チャンスはどこでも、行為者がそれを知っているか望むかとは別に、市場と教育の成果に依存する。

現代社会の政体においても、同様であるように思える。選択肢を発見するだけではなく、それらを試してみるためになされた数多くの流血を伴う試みにも係わらず、1789年の理念より良いものを我々は本当には見つけていない (Brunkhorst 2002a)。現実には、19世紀の復古運動も18世紀の憲法革命の構造的な成果を取り消すことはできなかった (Sellin 2001)。現在でもなお、国家や国家同盟の運命は、自らの憲法に依存している。憲法は、紙の上だけのものであるか、あるいは規範的な効力をもっているか、

またそれは民主的社會の政体を決めるか、あるいは独裁的支配を規定する
かで、決定的な違いを生む。

19世紀は、身分制度による政体と代表制による政体の対立、また議
主義的共和制と立憲君主制の対立によって分裂していた。例えば、平等
主義的共和制の名において若きマルクスは、彼の師ヘーゲルが有名な法哲学
で設計した官僚主義的支配の立憲的形態に対抗した (Marx 1972: 203-
33)。また、1848年のヨーロッパの革命の年は、どこでもラジカルな民主
制のスローガンで始まったし、そしてどこでも立憲的官僚主義支配の形態
で終わった。マルクスに対してヘーゲルの見解は正しかったが、その後の
150年の間に、民主的法治国家に有利な形で事情が逆転した。

しかし、グローバル化の傾向のなかで、この国家は構造的危機に直面し
た。民主制も法治国家も大量の間国家的・超国家的規範形成の圧力に従わ
ざるを得ないことになった。ある国の市民がその制定に直接に係わった法
的規定の数は益々少なくなり、そしてここで現在妥当する規範の形成は
益々不透明になっている。しかしながら、これは、社會の政体の構造的問
題を決して消去するものではない。つまり憲法の問題は消えたわけではな
く、地球社會への發展傾向に従わなければならなかっただけである。その
際、憲法の内容は、国家憲法の限界をはるかに超えて發展しつつけるよう
に見える。

欧州の諸条約を憲法化する試みは、間国家的・超国家的機関や世界の地
域や機能システムまで憲法の内容を過剰に拡大する最近の試みと同様に、
決して偶然に生じたものではない。しかし、数多くの著者 (Tomuschat
1995, Fassbender 1998, Frowein 2000, Oeter 2000, Teubner 2000; 2002,
2003, Brunkhorst 2002a, Fischer-Lescano 2002, 2002d, Walker 2002) が想
定する地球社會の立憲制度化が、はたしてまだなおも18世紀の憲法革命
が生み出した近代の民主的プロジェクトの軌道上にあるか否かを、我々は
問わなければならない。

この関連で19世紀の憲法闘争の特徴であった選択肢は、驚くほどのア
クチュアリティを獲得するようになる。なぜなら、当時は「身分的」か

「代表的」か、また議会主義的民主制か立憲君主制か対立で構造的に問題であったのは、前近代の身分国家か近代の民主制か、また古き君主制か新しい共和制かという選択肢ではなかった。その際問題となったのは、政治的近代に内在する支配を制限する憲法と支配を根柢づける憲法の対立であった (Möllers 2003)。最早国家憲法 (だけ) ではなく、地球社会の憲法が問題になっている現代の憲法問題および可能な憲法闘争 (Teubner 2003) にとって決定的であるのは、この構造的対立であるということが、この論文のテーゼである。

私は国家と憲法との分離から出発し (I)、次に憲法の三つのモデルおよびその理念について議論する。グローバルな立憲制度化への最初の機能主義的モデルの適用によって、この立憲制度化は明らかに進化的革新として現れる (II)。しかし、第2および第3のモデル、すなわち法治国家的かつ革命的憲法モデルが初めて、(国連を例としての) グローバルな、(欧州連合を例としての) 地域的な、また (世界貿易機関を例としての) 国際機関のレベルでの立憲制度化の規範的内容の適切な分析を可能にする。その際、民主的権利と覇権的組織規範の内的矛盾は、新しい憲法制度の共通の特徴として明確になる (III)。この矛盾は、地球社会の「益々拡大する」「戦いの場」における憲法闘争を惹起する (Teubner 2003: 7)。この憲法闘争が、ポスト国家的憲法制度の民主的欠如を「限定的に否定」する (Hegel, Marx) 最初の手掛かりであるということは、私のテーゼの結論である (IV)。

註

- (1) この論文に対する批判、コメント、法律的助言は、フィッシャー・レスカーノ氏に感謝します。

I グローバルな立憲主義

18世紀の憲法革命は民主的法治国家を生み出した。以後の200年間、国家と憲法の歴史的結合は極めて密接であったが故に、数多くの憲法学者および政治学者は現在も自己決定的憲法と他律的憲法との境界線を国家と超

国家的機関との境界線と同一視している。「法的基本秩序に関しては、他律と自己決定の間に国家に関わる微妙な境界線が走っているのだ」(Grimm 2003: 35)。従って、民主的法治国家において「国家と規範的憲法は」完全な「統一体である」(Isensee 1985: 150)。ドイツの国家法において今でもなお影響力をもつこの理論に従って、国家は必然的な—それ故憲法作成者を拘束する(基本法79条3項)—憲法の前提条件である(Böckenförde 1991b: 168; 批判的に Möllers 2000: 260–63, 376ff)。「存在論的に」、「法的(留保の下で)」、そして「歴史的に」「国家は憲法の以前から存在する」という主張が支配的である(Isensee 1985: 150, Forsthoff 1971: 46f, 44, 105f)。

しかし、法および憲法による国家の自己拘束や「自己義務付け」に関するイエリネックの理論(Jellinek 1922: 367ff, Jellinek 1979, 195ff)が中心をなすこのテーゼが正当なのは、極めて特殊的国家理解・憲法理解の前提の下においてである。この理論によれば、*統治主体としての国家*が臣民を自由で平等な市民として尊重し、彼らに権利を付与することを義務づけられた主権者である。ここにおいて(既にヘーゲルにおいても)、市民的社會を構成するのは、最終的には国家である。⁽²⁾主人と下僕の弁証法を反映する服従契約(Hegel 1970: 145ff)がここでは、理念史的モデルであった。*主権国家*の自己責務としての憲法制定の歴史的パラダイムとして、17世紀のイギリスの憲法、並びに19世紀のプロシヤやその他のドイツの憲法がある。

しかし、多声的市民としての国民こそは、共通の意思形成のダイナミックな過程において法および憲法を創出する主権者であることを前提とすると、社会存在論は全く別のものになる。*主権者としての国家*の意志が法および憲法に先行するものであるのに対して、*主権者としての国民*の意志は、既に法的に組織化された、平等を保障する手続きにおいて*間主観的*了解の結果としてのみ確定されうるのである(Böckenförde 1991a: 323ff, 327ff, 368f, Maus 1992: 148ff, 176ff, Habermas 1992: 109ff, 600ff, Oeter 1995: 671, 675, Brunkhorst 2000: 179ff, Brunkhorst 2002a: 96ff)。国家が

臣民に市民権を付与するのではなく、市民が自由で平等な人々の共同体の自己組織化のために必要な権利および組織規範を自らに与える。市民の意思形成およびこの意思形成が創出した憲法に拘束されていない国家機関は、国民主権の前提の下で最早存在し得ない。「民主制において憲法が成立させる国家のみが存在する」(Arndt 1963: 24f, Möllers 2000: 422)。メッラスが示したように、基本法のような憲法のタイプは、必要の場合に「論証における予備役」として身構えていて(Möllers 2000: 261)、場合によって「規範的要求を理由に頭をもたげてくる」(Möllers 2000a: 164)のような、法の背景にある国家を最早認めない。

従って、国家が社会を構成するのではなく、社会が国家を構成するのであり、その背景に理念史的なモデルとして社会契約がある。しかし、構成関係の逆転とともに国家と憲法の密接な結合が解消される。民主制—この言葉を真に使うと、*自己決定による立憲制度化*という意味が含まれているが—民主制は、ヘーゲルの「社会」のサブシステムにおいても(Möllers 2000: 143, 423)、国家的に制定された法の妥当領域を超えて(Möllers 2000: 376ff, 424, Badura 1995: 144f)、「国家の彼方においても可能になる」(Möllers 2000: 423)⁽³⁾。その上、ヘーゲルおよびドイツの国家法学の幅広い主流にとって、「社会に外的なるもの」としての国家の特徴的地位がなくなる(Möller 2000: 423)。そのことによって、マルクスおよびデュルクヘームの社会学と一致しながら、国家、政治、憲法は*純社会的現象*になる。国家の憲法から、憲法だけではなく、国家も、政治も、社会の家族も生まれてくる。国家が社会的システムの一つでしかないという社会学的社会概念に従って、基本法20条2項が「民主制を義務付けられた国家を社会の*特定可能な部分*として取り扱われている」ことは当然である(Möllers 2000: 423)⁽⁵⁾。18世紀のフランスおよびアメリカの革命的憲法は、市民の意志形成による間主観的立憲制度化の歴史的パラダイムである。18世紀の憲法革命が前提としたのは、国家ではなく、国民(nation)、またcivil societyであった。ハンナー・アーレントがはっきり認識したように、この憲法革命にとって重要であったのは、国家の権力を如何に「制

限」すべきかではなく、国民の権力を如何に「確立できる」かという問題であった (Arendt 1974: 191, 193)。19世紀・20世紀の革命が生み出した国家と憲法の共存は、存在論的に、法的に、歴史的に見れば、再び解消可能であり、その結果、国家と憲法の独占的結合は、回顧的に、世界史的に、国家と政治を同一視した段階と同様な短いエピソードとして現れる (Möllers 2000: 420ff, Creveld 1999, Reinhard 1999)。

18世紀には、国家と市民社会の区別はまだ存在しなかったのに対して、最近の法律的憲法概念のインフレは、憲法が常に社会の憲法であるという社会学的前提に、明示的であれ、あるいは含意的であれ、また意識的にせよ無意識的にせよ立ち戻る。18世紀は確かにまだ憲法を国家憲法として捉えてはなかったが、一般的に・抽象的に社会およびそのサブシステムの憲法として捉えていたわけでもなかった。そうではなく、もっと具体的に特定の社会 (*societe civil*) の憲法、つまり市民 (*citoyenete, citizenship*)、あるいはネーション (*nation*) の憲法として把握したし、そうすることによって、憲法を一つの社会システムに限定した。それに対して、21世紀の新たな立憲主義は、国家だけではなく、ネーション、民族、市民社会に対しても距離をとり、憲法を作成する、法を制定する権力を抽象的な形のみ完全に「脱中心化された社会」の「主体のないコミュニケーション的循環」に付与する (Habermas 1992: 170, 362, 365)。

社会学の包括的社会概念と憲法概念の結合によって、国連、世界貿易機関、欧州連合のような超国家的機関を設立する条約を、憲法として解釈することが可能になった。例えば、欧州裁判所だけではなく、ドイツの連邦憲法裁判所も60年代にローマ条約を「ある程度憲法のようなもの」として評価した (ECJ RS.294/83 Les Verts/Europäisches Parlament 1986, 1357, 1365, BverfGE 22, 293: 296, Weiler 1991: 2407, Augustin 2000: 274 FN248)。前世紀の80年代後半から、国際法秩序は通常は“global constitutional project” (グローバルな憲法制度化のプロジェクト)、また単に「世界憲法」、「クローバルな憲法」と名づけられるようになった (Rosas 1995, Thürer 2000, Oeter 2000, Fischer-Lescano 2002⁽⁷⁾)。最近、益々支配的に

なっている法律家の見解は、部分的に慣習国際法、部分的に国連の憲章と同一視されている憲法を、国際共同体に付与する (Frowein 2000, Tomuschat 1995: 7)。ケルセンに習って、数多くの国際法学者は、世界法の構造において包括的で最高のヒラルキーのレベルとして、国連の憲章を、国家制度なしの、国家およびその法主体を超える、完全に妥当する世界憲法として構築する試みも見られる (Fassbender 1998)。その上、法多様主義者は脱国家化された国際機関の機能システム憲法概念を頻繁に利用する (Teubner 1996, 1997, 2000, 2002, 2003, Fischer-Lescano 2002 a-c, Walker 2002)。しかし、伝統的経済法においても、関税および貿易に関する一般協定 (GATT) および世界貿易機関 (WTO) の条約は、世界経済の機能システムの憲法として見なされている (Langer 1994)。

経験的に見れば、脱国家化された新立憲主義の進化は、日々増大している「膨大な規範需要」(Teubner 2000: 436f) に対する、政治、経済、スポーツ、科学、観光、親密関係、情報メディア、交通、軍、医療、技術というグローバルな機能システムの反応である。グローバルな法体系は、国民国家の議会および裁判所、また国民国家を拘束する私法上の間政府的条約によって最早この需要を充足できなくなった。それ故、この法体系は、益々新しい法源に依拠しなければならない。新しい法源として、超国家的企業の私法制度、国際的調停裁判所、生物政策・知識流通・インターネットに関する倫理委員会、独立したNGOの契約制度、標準決定委員会、技術的管理団体、生産基準および技術的計量単位を決定・修正し、サイバースペース利用の規範を決定し (lex informatica, lex electronica)、医学の進歩に医療基準を適応し、航空交通をコントロールし、環境保護上の排出リミットを修正する常設交渉システム、G7/8、北大西洋条約機構 (NATO)、国連の安保理、国連の総会、国際的民事・刑事裁判所、欧州会議、世界保健機構 (WHO)、国際通貨基金 (IMF)、世界銀行、経済協力開発機構 (OECD)、欧州連合 (EU)、南米市場共同体 (MERCOSUR)、地域的人権保護制度等々を取り上げられる (Brunkhorst 2002a: 171ff, Nader 1999, Callies 2001, Vec 1999)。従って、国家と結合されているにも係わらず、

自立的で自己創出するグローバルな法は、超国家的企業の自立的裁判権が国家的にコントロールされている法から非常に分離されているように見えるが、Lex Mercatoria の枠を遥かに超えている。「法律顧問をもつ超国家的企業は、主権者のように政治的判断に関して政府の責任を問うことを可能にする一種の国民の資格を取得する (Günther 2001: 544, DiFabio 1998: 107)。

地球社会の益々増大化する規範生産および法制化に対応するために、グローバルな法体系は、最低限の独立した立憲制度化なしには、十分に自立していないであろう。グローバルな法が機能するために、つまり期待安全性を創出できるために、少なくともその主役、法制定機関、手続き規則を規定する必要がある (Uerpmann 2001: 566)。システムの帝国主義の新しいかつ大きな要求に対応できるために、規範生産は、自らを規範化しなければならない (Teubner 2000a: 20, Teubner 2003: 18ff, Habermas 1981a: 489ff)。インターネットのプロバイダーから超国家的企業までの「グローバル・プレーヤーの私的権力行使」は、「国家の不在」の故に、「完全な自由喪失をもたらす」可能性が大きい (Callies 2001: 68)。超国家的法律事務所から国境なき医師団までのグローバルの枠で活動する科学や専門職は (Bertilsson 2001)、科学および科学的専門職のグローバル化がほぼ国民国家的組織のなかで進展していた段階より、「貨幣の媒体による構造的汚職」の危険に晒されている (Teubner 2003: 17)。例えば、科学やグローバルな専門職階級 (global professional class) の基本権保護の問題は、明らかに国家的介入の防御から地域的制限から開放された空間における社会的第三効果請求の貫徹へ移されている (Teubner/Zumbansen 2000: 204f)。

国際法、経済、インターネット、科学、超国家的機関、地域的法制度の現在進展する立憲制度化はまず、サブシステムの破壊力を制限することによって、その特殊システム的なコミュニケーションの生産力および合理性が開放されうるために、このサブシステムの間境界線を安定化させるといふ近代社会の機能問題それ自体に反応している (Brunkhorst 2002a: 215, Teubner 2000a: 20, Teubner 2003: 10f, 22f, Habermas 1981: 225ff)。

勿論、コミュニケーション的生産力およびシステム固有の合理性の開放は、それだけで既に民主的立憲制度化と同一視してはいけない。法源が民主的正当化循環から逸脱すればするほど、*国民国家の民主制は危機に直面する*。欧州連合における国民国家の法の早く増大化する部分は、(Zürn 1996: 11, Joerges 1996: 74)、殆ど市民の意志とではなく、せいぜい数回にも切断された正当化過程を通じてのみ市民の意志と係わっている。他の超国家的機関と異なり、欧州連合は直接に選挙された議会をもっているが、今まで発案権は委員会のみが握っている。議会は、もし自らの意見を表明する機会があれば、意見が問われたら助言するが、決議は閣僚会議が行う。閣僚会議および委員会は加盟国の代表者によって構成されているが、両者は一ヘルマン・ヘラーの主権国家を特徴づける言葉を借りてラインハルト・シュタイガーが既に60年代に確定することができたように一最早加盟国の利害ではなく、欧州の共通の利害を優先する「独立した意志統一体・行動体」の「独立した機関」として行為する(Steiger 1966: 63, 65, Heller 1934)。そのことによって、閣僚の自国の議会に対する責任が排除され、彼らの決議の民主的性質は損なわれることになる。条約の一次的欧州法が、厳格な意味において、加盟国による(Scharpf 2002: 74 FN15)最初の条約批准のひとつの行為として「条約の起草者」へ還元できるから、一その後の条約修正が政府の合意に基づいてなされているが一劇的な「決議の脱議会化」が起こる(Kirchhof 1997: 112)。同様なことは世界国際貿易機関の法についてもいえる(Bogdany 2001: 271, 273)。規範生産の(地域的、グローバルな、国際機関の)レベルにおいて増大化する規範生産の効果は、当該国家における民主制の欠落を強化する。

註

- (2) ヘーゲルに従う「国家と社会」に関する理論の暫定的非民主的傾向について、Luhmann 1997: 545 を参照。
- (3) この節の最初に引用された箇所、グリムはそのことを否定している。関連箇所を見れば、グリムの論拠がドイツの国家法学の伝統的国家観に依拠することは明確になる(Grimm 2003: 35)。

- (4) ヘーゲルにとって家族も（具体的国家と同様に）社会に外的な領域であり、そこで、この領域は、勿論国家的にも（倫理性 = 一般的国家として）構成された主体の内面性が制度上支持されている。
- (5) 基本法20条2項によれば、「全ての国家権力は国民に由来する。国家権力は選挙、投票および特定の機関によって行使されている」。国家権力は国民（人民）によって、つまりまだ国家化されていない社会の市民—現代の言葉を使うと civil society—によって成立し、社会的コミュニケーション（選挙、投票）および組織化されている社会システム、この社会（「人民」）の機関でしかない国家機関によって行使されている。
- (6) この判断は、憲法の実際の成立の復元的過程に関する経験的評価に係わるものではなく（例えば Beyme 1968）、市民および機能システムのエリートの自己理解から手続きの具体的構成まで（重要な）要素として経験的歴史に介入し、歴史的にも支配する憲法作成の法律的構築に関するものである。
- (7) この考え方は既にヴェルドス（Verdoss, 1926）およびセッル（Scelle, 1923）に見られる。後者についてはコスケニエミ（Koskeniemi 2001: 327ff）を参照。

II 憲法概念の特殊化

新しい立憲主義が少なくとも成立しつつあるという推測に根拠があるならば、グローバルな、地域的、システム固有の法仲間共同体が憲法（あるいは複数の憲法）をもっているかは最早問題ではなく、この共同体が如何なる意味での憲法をもっているかが問題となる。新しい世界秩序に明確な民主的、法治国家的性質の欠乏は、広域支配のポスト民主的かつ帝国主義的時代の到来を予告するものなのか、（Schmitt 1988: 295ff, 303ff, Hardt/Negri 2002）、それとも、第三の、古代のポリスおよび近代の国民国家を超えた「民主的変形」が生ずるというロバート・ダールの希望に満ちた予測を維持する根拠があるのか。この問題を解決するために、私はここで憲法の三つの概念およびその理念を類別する。

(a) 機能的憲法

地球社会の進展する立憲制度化は—それは憲法の第一の理念背景であるが—システム論の意味における機能的立憲制度化として解釈することが可

能である。ルーマンは、法制定のメタ規範による政治的かつ経済的システムと法システムとの結合を*進化的*成果として特徴づける (Luhmann 1990)。この成果は、政治的法制定および法律的再解釈からなる二重選択的循環過程を構成する法的に組織化されている相互の依存関係のシステムによる、法と政治、法と経済の相互の独立の拡大や安定化を可能にし、それを促進する (Luhmann 1990, 1993: 440ff, Neves 2000: 80ff, DiFabio 1998: 38ff, 106f)。法と政治、法と経済の構造的結合の生産的効果は、近代固有な、独立および従属、自由および秩序の同時的拡大のなかに顕在化する (DiFabio 1991: 160ff)。国家憲法は、政治を法制化するが、このことによって法の政治化を可能にし、同時に今まで知られなかった規模で政治を法的な制限から開放する。相互の制限は、権力と法の領域に独自の合理性を拡大し、それを促進する。古い、絶対的、無制限に妥当する法が、社会的に生産された新しい法を低下する段階では、法の順応能力・制御能力は低い (Kern 1952)。同じことは政治的権力についてもいえる。「絶対的権力は弱い権力である」 (Luhmann 1988: 30)。立憲制度化により権力分化に対する法のコントロールが増大し、権力の暴力への転換を抑制し、ほぼ不可能にするときに始めて、今まで知られなかった規模の権力拡大が可能になる (Luhmann 1988: 9f, 22ff, 60ff, 68, 106)⁽⁸⁾。それ故、フランス革命の時代において、法的に保障された三権分立を国民主権の分立としてではなく、逆に国民主権の可能性、発展、実現の一番重要な条件として把握することは当然であった Hofmann 1995: 63, Maus 1992: 118f, 一般的に Merkl 1927: 169ff, Jesch 1961: 93, 99f)。

*独立した法的分化およびコントロールによって政治的造創力の解放を可能にする*という構造的結合の機能的観点から、国家的憲法や非国家的憲法を一般的に観察すれば、国際共同体、世界経済システム、欧州連合が機能的意味における憲法をもっている、あるいは立憲制度化の過程にあるということはいえるであろう (Fischer-Lescano 2002, Bogdandy 2001)。しかしながら、この立憲制度化は、最早一つの国家 (ユーロ国家、世界国家) としてではなく、一つの市民団体、シビル・ソサィエティや民族の自己立

憲制度化としてでもなく、むしろより一般的に法の媒体による社会の自己組織化として解釈しなければならない。この段階で、憲法制度の進化的に新しいタイプが成立したし、その一番進化的革新は、脱国家化した法秩序および国家化された強制手段の独占の間の新しい権力分立であるということが、私のテーゼである。

(b) 新しい権力分立

この種の権力分立の進化上の前身は、1778年から1788年までの北アメリカ連合の、1815年から1866年までのドイツ同盟の、1815年から1848年までのスイス連邦の古典的憲法であった (Schönberger 2003, Oeter 1995: 674ff, 678ff, Steiger 1966, Schmitt 1989: 363ff)。ドイツ同盟と同様に、超国家的機関も自分の「権限を最早法的に同盟国」のみからではなく、「自らの憲法」から導出することは、新しい権力分立の重要な前提条件であった (Schönberger 2003: 7)。このことは、世界貿易機関について妥当する。特に効率的「法施行のメカニズム」であり、政府間の「合意」や数多くの「標準決定」(standard settings) とともに加盟国の経済政策および社会政策に影響を及ぼし、個人の権利および公的義務に深く介入するこのWTO の二つの調停審級の判決についても妥当する (Krajewski 2001: 170, Günther/Randeria 2001: 76)。「直接効果」、あるいは加盟国の法に対する「優位性」がなくとも、世界貿易機関の法は、完全に「機能的に超国家的法に相当するもの」である (Krajewski 2001: 171, Oeter 2002: 234)。

国連と同様に、欧州連合においても「連合強制手段」は存在しない (Bogdandy 1999: 33)。欧州連合は、欧州軍、欧州警察、共通の刑務所およびその他の国家的暴力手段をもっていない。それに対して、国連は、自分の領土をもっていないにも係わらず、制限された形で加盟国の強制手段の独占に依存しながら、軍、警察、刑務所をもっている。国連と同様に欧州連合は、独立した国民国家の独立した連合である (Bogdandy 1999: 13)。このことによって、新しい権力分立は明確に連邦制度から区別されているし、そして進化的には、その前身とではなく、超国家的憲法と係

わっている。国民主権と同じ起源をもつ古典的三権分立と異なり、新しい権力分立はその本質からして決して民主的ではない。欧州連合の自立は加盟国の自立とともに増大化し、この自立は古きポリツアイ（秩序、安全、福祉）の権限が独占されることによっても増大化し、全ての超国家的機関がそうであるように、議会にとって不利な、行政機関の自立にとって有利な形で内的に新しく分配されることになる（Wolf 2000）。

欧州連合は、高度に発展した、特に成功を取めた新しい超国家的権力分立の事例ではあるが、決して先例のない、比類のない事例ではない。国連の憲章外の法は、安保理および総会によって制定され、加盟国や加盟国の連合によって施行、貫徹されている。ジュネーブにある世界貿易機関の紛争調停裁判所（Dispute Settlement Body）の判決は、加盟国にとって拘束力をもつ、原則的に欧州連合の法と同様に、順守され、施行されねばならない。欧州連合において、法制定の場合に議会、閣僚会議、委員会が協同し、欧州裁判所は、ドイツの憲法裁判所と同様な強い地位をもっている。しかし、欧州連合においてのみ新しい権力分立には、ほぼ支障なく機能している。世界貿易機関の調停裁判所は、利用権、訴訟権と判決が影響を及ぼす関与者との間に異常な不均衡が存在するのに対して（Oeter 2002: 223）、欧州連合には、全ての関与者の訴訟権を保障する、実定法に形式化された直接効果 *direct effect* が存在する。（場合によってより新しい）加盟国の法に対しても欧州連合の法が優位である（European Law Supremacy）。加盟国の憲法すら例外ではない（Grimm 2001: 229f, Augustin 2000: 253, Scharpf 2002: 76, Heintzen 1994: 574ff, 585ff, Claessen 1994: 240f）。

60年代から継続的に増大した欧州裁判所（European Court of Justice, ECJ）の「政治的力」（Alter 1996: 458ff）は、新しい権力分立の進化の典型的な例である。60年代に欧州裁判所は、「直接効果」および「欧州法の優位性」を既に理論的に裏付けたが、関与している政府による、裁判所の権威を低下する加盟国の不順守の危機を避けるために、厳しい判決を下すのを控えた。しかし、同時に欧州の加盟国の裁判所は、60年代から欧州法

を適用し、自国の法に対してそれを優先した（例えば、ヴェストファーレン・リップの乳製品工場対パーダーボルンの税関の紛争に関する）判決の数が増え、それによって変化が引き起こされた。その後、加盟国の裁判所は、彼らの判決が上級審によってよく破棄されたが故に、欧州裁判所の鑑定（欧州共同体条約、EGV、234条）の可能性を持ち出した。上級審—若干の議論の結果として憲法裁判所（連邦憲法裁判所判決73: 339ff, 82: 159ff）も—この遣り方を認めた（Alter 1996: 464f, 474f, 479f）。その結果、80年代に欧州法と加盟国の法の間の期待現実性の新しい構造を選択することが可能になった。この期待は結局、欧州法の自立化によってシステムの再安定化されることになった。

グローバルな国際法および人権において同様な発展が見られる。アルゼンチンの独裁政権下の失踪者の例は教示的である（Fischer-Lescano 2002）。アルゼンチンのマドレス（Madres）のデモによって惹起された地球公共圏におけるスキャンダルの結果として、最初は（南米の）地域的機関およびグローバルな機関（UN）の国際的レベルでは特別な「失踪者の人権」が成立したし、そして次に、それは国民国家のレベルで（多くの場合に立法者によってではなく）一般的裁判所⁽⁹⁾によって施行・具体化されることになった。国家権力を利用できる国民国家の裁判所の活動は、裁判所に媒介されず、それ故に覇権的恣意によって人道的介入政策を行う既存の制度を遥かに超える、新しい進化的段階を特徴づけている。

特に目につくことは、国連、世界貿易機関のようなポスト国民国家的制度および南米市場共同体（MERCOSUR）や地域的人権保護条約において、新しい権力分立が欧州連合同様に存在するが、今までそれをシステムの十分に安定化することが不可能である。欧州連合同との相違で明らかなのは、ここで欧州法を効率的に施行し、貫徹しうる裁判所をもっている**強い民主的国民国家**が存在するということである。古典的同盟憲法と同様に、「権限の権限」が欧州連合に移転し、加盟国と連合（同盟）の間の「主権」の問題は永遠に「未解決」であり続けるから（Schmitt 1989: 373, 378, 386ff）、超国家的連合の存在は国民国家の役割を非常に相対化す

る。しかし、古典的ポリツァイの機能（強制力による「積極的統合」および社会的給付）の担い手としての国民国家は、相変わらずドイツ連邦共和国の州よりもっと強い、もっと独立した役割を果たす。

(c) 規範的憲法一支配に形を与える（法治国家的）憲法対支配を根拠づける（革命的）憲法

通常は、法と政治の構造的結合は、普通選挙、三権分立、政党、平等な権利等々をもつ民主的法治国家においてのみ、ある程度満足できる形で機能している（Neves 2000: 83ff）。しかし、システム理論の観察者の観点から、それは決してそうでなければならぬわけではない。なぜなら、システム理論のもっとも基本的定理によれば、機能的等価物をもっていないものは、世界には存在しないということである。その限りにおいて、「秩序の整った平等な社会」（Rawls 1993）のみを、法と政治を構造的に結合する憲法制度として解釈できるか、あるいは「秩序の整った上下関係に基づく社会」（Rawls 1993）も構造的結合の基準を満たさないかは、経験的な問題でしかない。「唯名論的」憲法（Löwenstein 1997: 148ff）、または「象徴的」でしかない憲法（Neves 1997）は、不完全でも（Neves 1992）、構造的結合の機能を果たしうる。ナチ支配の初期に C. シュミット（Schmitt 1933: 255）の極端な例が示しているように、基本権も主観的権利の内容なしで、純粋な制度保障として解釈されうるし、例えば規範国家と政策国家（Fraenkel 1999）の結合によって法と政治を構造的に結合する機能を果たしうる。現在に孤立した大衆の原理主義および全ての重要な機能システム利用からの余分人口の排除の形をとる近代社会の基本的に重要な問題の解決なしでも、法、政治、経済の構造的結合が成立しうる。国民国家の枠のなかで西洋へ限定された、150年の過程でなされたこの問題の解決は、構造的結合の機能問題の解決を遥かに超える民主的法治国家の大きな規範的業績であった（Hofmann 1999: 1072ff, Hofmann 1998: 52ff, 極めて批判的に Lepsius 1999）。*進化的憲法は決して革命的成果ではない*（Möllers 2003, Brunkhorst 2003a, Haltern 2003）。

憲法、特に規範的成果としての革命憲法は、ルーマンが皮肉的にも評価するように、「実現可能性の幻想」、「賛美歌」、「荘重な宣言」より多くを、計画によらない革命憲法に与えているということが、私のテーゼである（Luhmann 1990: 180, 184）。18世紀の革命憲法の作成者の観点からも、それに従うが故に、ドイツの基本法の革命的観点からも、憲法は何よりもまず民主的政治を法的に可能にする課題をもつ（Möllers 2003: 51, Maus 1992, Habermas 1992, Jesch 1961, Brunkhorst 2002a: 96ff）。革命的パスペクティヴが機能的・進化的パスペクティヴに取って代わることはないが、それに政治的实践および自己理解の重要な側面を付け加える。

しかし、ここで憲法の内容をもっと特殊化する必要がある。構造的結合の機能を超える全ての規範的憲法は、事実上やその構造から革命的であるということではない。支配に形を与える、支配を制限する、「国家権力の法制化」の伝統の意味において、欧州連合および実定化された人権、あるいは実定化された慣習国際法に根差している国際機関の権力をもつ国連や世界貿易機関も支配に形を与える憲法をもっている。結局、基本的人権（生命権、拷問・奴隷制の禁止）および慣習国際法（暴力行使の禁止、自己決定権、主権者の平等 *sovereign equality*）は、強制的法（*ius cogens*）として妥当するようになっており、条約締結者の間だけでなく、国際社会全体に義務づけられている（*erga omnes*）。基本権による法治国家的支配形成は、憲法の二つ目の理念である。それに対して、革命的憲法は支配を根拠づけるものである（Möllers 2003, Grimm 2001: 226ff）。それは憲法の第三の理念である。

単なる法治国家的憲法が他律的であり、他律的なままでありつづけることができるのに対して、革命的憲法は、少なくとも国民の意志の自己決定による表現として解釈されねばならない。核心的個人的権利および平等に関する権利を保障する全ての憲法は、支配に形を与えるものである。しかし、その際、憲法は決して民主的に組織化されなければならないわけではない。19世紀のプロイセン国家と同様に、全ての「秩序の整った上下関係に基づく社会」（Rawls 1993）は、この条件を満たす。平等な権利を保障

する、しかし平等主義的組織部分をもっていない憲法は、ある程度に弱い、議論する、可能な限り影響力をもつ *civil society* の形成を可能にするが、決定に参加する公共圏の形成を促進しない。現代の地球社会は、電子情報の流布のコミュニケーションの利用によって可能になった、権利によって保障された弱い公共圏をもっているといわざるをえない (Brunkhorst 2002c: 676ff, Müller 2003)。しかし、平等な権利および民主的組織規範を重ね合わせる、支配を根拠づける憲法のみが強く、議論でき、「選挙および投票に」、基本法20条2項よって) 決定する公共圏を制度化できる。このような公共圏は、今まで国民国家のなかにしか存在していなかった。

支配を根拠づける憲法の徹底的に革命的理念は始めて、支配が「支配されているものの支配である」、あるいはこのような支配として解釈できるという、近代の基本的で規範的直感を表現する (Möllers 1997: 97)。このような憲法は、少なくとも憲法作成権 (*pouvoir constituant*) を帰属できる市民社会を前提とする。もし欧州連合条約の6条1項における「民主的」という形容詞および欧州共同体条約の17、22条が目指す連合市民権の拡大や徹底を我々は真剣に受け止めるならば、それらはこの前提に基づいて構築されている。意識的にアメリカ合衆国の憲法に模倣された「We the Peoples of the United Nations」によって、国連の憲章の前文は、18世紀に地球市民の概念で既に予期された、この要求を少なくとも名目上かかげているのである (Kant 1977: 191-251)。

国際的共同体、また世界貿易機関のような制度や欧州連合のような地域の機関が支配を根拠づける憲法をもっているか、あるいはそれらが少なくとも支配を根拠づける憲法、この意味で革命的憲法へ途上 (*on the road*) にあるかは、一番中心的な問題である。

註

- (8) 分化による権力の増大化に関する同じ観察は、啓蒙の弁証法を強調しながら、別の説明に基づいて、フコー (Foucault 1977) に、また、生産的世界開示を強調しながら、規範的傾向に従って、アーレント (Arendt 1974) に見ら

れる。

- (9) この権利は、スペイン、スイス、フランス、ドイツ、イタリア、スウェーデンに刑法に基づいて、アメリカ、その後アルゼンチンにも私法に基づいて保護されることになった (Fischer-Lescano 2002)。

Ⅲ グローバルな立憲主義の内的矛盾

私の中心的なテーゼに入ります。機能的で支配に形を与える新憲法制度によって実定化された平等な権利の規範的内容は、*支配を根拠づける立憲制度化のプロジェクト*によってのみ実現される。その限り、超国家的立憲主義は1789年の憲法革命の枠を超えていない。しかし、組織化問題の復元性だけではなく、既存の支配関係を反映する新憲法制度の*覇権的*で、*欠落のある民主的組織化規範*がそれとは矛盾する。

(a) 世界経済憲法

1994年における世界貿易機関の設立は、数多くの観察者によって「世界経済憲法」としての国際貿易関係の法制化の終点として見なされている (Langer : 65ff, 85f, Bogdandy 2001, Petersmann 2000, Oeter 2002: 221ff)。ジュネーブにある調停裁判所の設立によって世界貿易機関は、法適用の権限が与えられた自らの憲法機関をもつことになった。その判決を「紛争当事者が無条件に」(紛争解決協定17条14項) 引き受けなければならない、全く新しい上訴裁判所の設立によって成立した複数の審級は、非公的調停裁判制度の解釈および法形成の枠を拡大する (Bogdandy 2001: 266ff, Oeter 2002: 225ff)。しかし、第一審級の判決および当事者の陳述は公表しなければならない。その結果として進行する手続きが公的批判に晒されているが故に、手続きの非公共性はある程度緩和されている (Günther/Randeria 2001: 79)。従って、ここにおいても弱い公共圏が存在する。その上、紛争解決協定 (*Dispute Settlement Understanding, DSU*) は、世界貿易機関の裁判制度を「国際法の通常の規則」で拘束する (DSU 3条2項)。ギンターおよびランデリアによれば、そのことによって「市場の

自由化以外の、人権および民主制原理のような他の価値および規範が具体化されている国際法の規則・原理に対して裁判制度が開かれている」(Günther/Randeria 2001: 78)。審級制度の独自の法律的論理によって平等原則、(主権者の平等、sovereign equality、国連憲章第2条1項)は直接に効力をもつようになる。何故なら、上訴審級が遅くとも“hard cases”の場合にドウォーキンのヘルクレス判事の役割を果たし、矛盾しあう、複合的で不透明な法状況を、国際法から導入された普遍的原理に基づいて両立させなければならない(Dworkin 1984: 144ff)。その結果、権力によって支配されている交渉に競争できない小さな国も、大国に対して訴訟しても、勝訴できる(例えばコスタ・リカ対アメリカ合衆国⁽¹⁰⁾)。

しかし、法適用の手続きにおける平等な取り扱いの原理は、民主的正当化なしには不完全であり、アウトプットによる正当化へ矮小化されてしまう(Krajewski 2001: 168f)。平等な取り扱いは、問題解決に関する討議(協議的民主制)だけではなく、立法手続きのインプットの拘束力のある判断段階における全ての利害の平等な考慮を前提とする。本当に「全ての重要な観点を考慮する」(Kriele 1975: 38)のために、我々が暗黙のうちにドウォーキンのように自然法および(ヘルクレス判事の)特権的解釈を利用しようとしめない限り、平等な取り扱いの原則の法律的具体化は、法創造の普遍化可能な、平等を保障する手続きに依拠せざるをえない。それ故、「全ての当該する利害が直接に参入できない限り」、裁判制度による全ての平等な取り扱いは不完全となる。「この保障の欠落は、自己決定権を否定する」(Muschlinski 1997: 99f)。「自己決定」の権利も、結局「国際法の通常な規則」に属する(DSU 第3条第2項)。

しかし、世界経済憲法の組織法には平等な代表制度の適切な手続きが存在しないから(Bogdandy 2001: 274, 280, Krajewski 2001: 185f)、世界貿易機関のLex Mercatoria(商法)は、個別的利害が優勢であるが故に、「構造的に歪曲」されている(Teubner 2003: 19)覇権的法であり続ける(Oeter 2002: 227f, 237f, Brunkhorst 2002a: 171ff)。正当化過程は、それが加盟国に民主的に基礎付けられている場合にも、複雑で不透明であり、

特権をもつアメリカ合衆国の上院という目立つ例を除けば (Krajewski 2001: 175f, Bogdandy 2001: 270)、加盟国の議会は全く関与していない。特に「選ばれた国」による非形式的で非公式の舞台裏の交渉システムは、主権者の平等の原理を徹底的に侵害する (Krajewski 2001: 169f)。非公的交渉システムの非形式的で柔軟な妥協形成および紛争解決の手続きは、通常は強いものの立場を強化する：「このようなシナリオにおいて交渉者や高級官僚の国際的グループが国際貿易協定に基づいて企業の国際的グループにとって有利な政策を決める (Nader 1999: 91, Oeter 2002: 227)。そのことは、「脱中心化された制御権や訴訟権」からの当該企業および社会的グループの排除とともに「大きな企業および経済団体」と保護主義的立場をとる「大きな貿易国家の政府」の覇権的地位を強化する「法的保護の欠落」をもたらす (Oeter 2002: 227, 229, 237f)。(DSU 第22条第1項は世界貿易機関の法を侵害する加盟国の法が修正されねばならないことを規定するが) 超国家的法と支配に形を与える国際法原則および非民主的組織規範の結合は、「法形態の自律性」(Radbruch 1950: 290) が一法が覇権者によって制定されていても一弱者を保護している場合でも、新しい判決ごとに (Krajewski 2001: 181) 民主的に正当化された法の欠落状態を拡大する。

(b) 憲法としての国際法

国連憲章を加盟国の憲法としてだけではなく、「我々、国連の人民」(We the Peoples of the United Nations) の憲法として解釈できるのに対して、この「我々」の機関、つまり総会、安保理、ハーグの裁判所は二次的の法や数多くの決議の法的規定を創造し、適用し、貫徹する役割を果たす (Fassbender 1998: 574)。統合された人民 (We the Peoples) は優位であり、次に人民によって構成された国家および人民の統合行為 (Fassbender 1998: 573f) によって二次的に構成された国家共同体が位置づけられている。国家はその代表者を通じて、新しい主権者、つまり我々、国連の人民の名において条約を署名する。18世紀の憲法革命においてと同様に、統合

されている人民は自己拘束する既存の国家ではなく、政治的統一体を構成する。その限り、アメリカ合衆国の憲法を意識的に模倣する憲章のテキストは、明確に支配を根拠付ける要求を表している。この点が、世界貿易機関の条約との明白な相違である。

国連の憲章は、憲法と通常の法をはっきり区別しているだけでなく、もし両者が衝突する場合、国民国家の法に対して憲章が明らかに優先すべきであるということを規定している（第103条）。この法的原則に基づいて安保理は例えば1984年の南アフリカに関する決議（第554決議）によって人種差別を認める憲法を「無効」とした（Tomuschat 1995: 18）。もしこの場合に古いウェストファリア講和条約（Pax Westfalia）の基準を適用すれば、それは言語同断の判断になるが、国際共同体の新しい憲法として、古い国際法を明確に排除した国連憲章は、第103条に基づいて国家的憲法を無効とする決議を可能にする。ウェストファリア講和条約からの完全な訣別は、平等な主権ではなく、国家および人民の主権の平等を認める、そうすることによって国家主権に対して拘束力をもって平等原則を優先することは、既に憲章の第2条第1項が規定する。「国家が要求できるのは、平等に法の前に取り扱われることでしかない」（Fassbender 1998: 582）。国家憲法の基本権の部分に相当する憲章の部分があることを要求する。

しかし、国際憲法としての憲章は、グローバルな経済憲法と同様に覇権支配の否定弁証法に従っている。第2条の国際基本権は、既に第7章および第108、109条の国際組織法の拒否条項によって侵害されている。平等な権利は存在しており、そのことによって弱い世界公共圏が成立するが、それを始めて強い民主的公共圏にするために必要な平等な組織規範が欠けている。自分の判断が政治的に拘束する「国際共同体全体の判断」であるという安保理の主張（Tomuschat 2002: 12）は、「規範的憲法」に基づく政治ではなく（Löwenstein 1997: 148ff）、唯名論的憲法に基づく象徴的政治でしかない。しかも、前文のなかに自らに憲法を与える人民ではなく、国際基本法が主体として認める個々の個人の代表でもなく、国家やその代表

者が国際機関に発言権をもつ。憲章は全ての法主体、つまり人民、国家、
間国家的・超国家的機関、内戦の当事者、非政府組織、個人すら拘束する
が、明確な上下関係による秩序のなかに国家のみが決定する（Fassbender
1998: 597）。一般の民主的三権分立が崩壊してしまった結果として、行政
権は主力であり、安保理が三権の大部分を手掌に納めている。それは「明
らかに正当化の欠落」である（Tomuschat 1995: 13）。上下関係による国
際組織法は、憲法としての国際法の平等な国際基本権とは矛盾する。国際
基本法において「一つの国家、一つの票」という民主的原則が妥当し、国
家に対して国民が優位であるという原則すら妥当するが、国際組織法にお
ける拒否権および国家のみが代表者であるという原理は、この権利を台無
しにする。核兵器保有の五大国が必要の場合に合法的に全世界を恐喝でき
るという法状況は、マルティ・コスケニエミの言葉を借りれば、「倒錯」
としてしか特徴づけ得ない。実効的世界法システムの可能性の経験的条件
が、今まで覇権的法のこの構造によってのみ満たされているという実態
は、致命的弁証法に従っている。

(c) 欧州憲法

欧州連合の状況は、一見したところでは、世界貿易機関および国連の状
況によく似ている⁽¹¹⁾。比較できるような全ての地域的、国際機関的、グロー
バルな組織より法治国家によってより徹底的に実現された、ずっと以前に
確立した平等な権利は、高級官僚支配・専門家支配の下に置かれたように
見えるが、いずれにせよ、それは覇権的組織憲法と矛盾する。この憲法は
一世界貿易機関や国連の憲法と異なって一加盟国の平等な取り扱いを保障
するが、個々の市民、この市民の代表者（主権者である国民の議会機関の
権力を剥奪し、行政機関・司法機関が優先されている）、市民の組織化さ
れている利害および組織化されていない利害の平等な取り扱いを保障しな
い。覇権的組織構造の性質は、好意、徳、協議的行政支配があっても変わ
らない（Joerges/Vos 1999, Joerges/Neyer 1997）。「直接効果」によって適
切に保護されている権利を本当に主張できるためには、民主的自己決定が

必要である。「我々は奴隷のために権利を作り、彼らに法的保護を与えることができる。他人の好意によってあなたに与えられた権利を主張するために裁判を起こす可能性は、あなたを解放しない、あなたに市民の資格を与えない。女性およびユダヤ人は、市民の資格を取得した前に、直接効果を楽しむことはできた」(Weiler 1997: 503)。

しかし、こうした最初の印象を修正する必要がある。遅くともマーストリヒト・アムステルダム条約以降の欧州連合は、一方に政府間条約、他方に民主的参加および代表に関する市民の権利に基づく二重の正当化基礎もっている(Heintzen 1994: 570, Augustin 2000: 225)。他律的で、間政府の正当化過程が憲法の機能的かつ支配に形を与える側面(これまでは条約の一次的法)へ限定されているのに対して、民主的正当化過程は直接に自己決定的支配を根拠付ける憲法制度化(連合の目標)を目的とする。条約修正および近未来の憲法改正が「益々強く統合された欧州の人民」(欧州連合条約1条2項)の観点を重視すればするほど、この二つの正当化過程の間の緊張は強くなる。「益々強く」統合された人民および能動的な市民権によって既に立憲制度化された単数形の欧州市民(Augustin 2000, Brunkhorst 2002b)を、連合の機関は直接に代表する。しかし、最初になされた、しかし結局失敗で終わった憲法案作成会議の努力にも係わらず、市民の欧州議会はまだ立法への参加権および条約決定への参加権をもっていない。しかし、マーストリヒト条約は既に、加盟国における民主制および人権に関する、高級官僚や専門家の立場から協議的に「行政中心主義者」によって行使された番人の役割だけではなく(欧州連合条約7条)、自分の組織の完全な民主化を義務付けている(欧州連合条約6条1項)。しかも、欧州連合条約6条3項は、連合の内的民主化および「民主的政策を実現するために必要な手段」をとることを、法主体としての連合に義務付けている。

マーストリヒト・アムステルダム条約以後、行政に支配されている連合の機関および既に正当化の力をもつ連合市民の間の溝は最早、一方既に存在する(a)機能的、(b)支配に形を与える憲法と他方まだ存在しない

(c) 革命的で支配を根拠付ける憲法の間溝ではない。むしろ、二つの正当化原理の矛盾、つまり欧州市民の憲法作成権と加盟国の条約締結権との矛盾は、民主制原理（欧州連合条約6条1項）および連合市民権（欧州共同体条約17条から21条まで）とともに既に条約の組織法にまで入り込んでいる。それ故、正しく解釈すれば、この矛盾は、「法テキスト」として、そして部分的に実際の組織化に関してすでに民主的な憲法と、支配的「法規範」（Müller 1986: 13, 34, 38）としてまだ（広範に）効力をもつ非民主的憲法との内的矛盾である。その限り、グローバルな公共圏と異なり、欧州連合の公共圏は、既に成立しつつの強い公共圏である。

グリムおよび他の学者によって頻繁に指摘された、「欧州連合の再構築」（Schuppert 2000: 244）という欠落している「革命的行為」は、法テキストとして、即ちまだ構築されていない合法性の空っぽな枠として既に成文化されることになった。ハッソー・ホフマンによれば、「革命的状況」のなかにこの法テキストを決議し、公布し、国民の投票に掛ける「革命的力」が欠けている（Hofmann 1999: 1074）。確かに、連合に関連付けられた民主制原理および単数形の連合市民によって、条約のテキストは徹底的に改革されたが、それはあくまで紙面の上のことではない。

註

- (10) それ故、アメリカがこのシステムを避けようとし、このシステムの最大限の優遇に関する基本的な普遍化規則を、第三国家を排除する、双務契約によって取って代わらせるを試みる。
- (11) この意味で革命的であるアムステルダム条約の後にも複数の条約が存在するが、政治的連合は一つしか存在しない（Bogdandy 1999）。

IV 憲法闘争—民主化の展望

欧州の革命的再構築が目立たないところで、灰色の条文の枠の中でなされている紙面は、勿論ありふれた紙面ではなく、拘束力をもつ超国家的条約の紙面である。こうした文面は近いうちに憲法へと高められ、そして憲法は「約束事の履行を要求するものである」（Müller 1997: 54）。法テク

ストは文言だけではなく、*客観的精神*の一部の表現でもある。この精神の特徴は、「規範のテキスト、特に憲法のテキストは、それが不真面目に作成された場合に、罰を受けずに制定できない。何故なら、このテキストは反撃してることがありうるからだ」(Müller 1997: 56)。

グローバルなレベルで結合された弱い公共圏において、ポスト国家的憲法制度における民主的コントロールおよび代表制の在り方が直接的に、また間接的に問題となる最初の衝突、つまり憲法闘争すら表面化する。私は、そこから何らかの経験的傾向を導出するつもりはないが、私の観察を整理するために、4つのレベルを区別したい。

(1) 注目に値する*個別事例*および偶発的抗議運動のレベルで、シアトル首脳会議後、世界経済憲法に関する議論は活発になった(Brunckhorst 2002: 212ff)。その時から、実にさまざまな動機に基づいて活躍する「グローバル化に反対する者」が世界貿易機関、G7、欧州連合のような機関の会議に対して頻繁に運動を起こす。世界貿易機関の議題設定は、最近よく組織化されている活動家が最初からびっくりするほどの成功を収めた。ポスト近代的装いで再登場する底辺民主主義のイデオロギーだけではなく、ジェノバにおけるG8首脳会議のときに、この運動の唯一の迫力のあるスローガンは驚くべきものであった。「あなたはG8、我々は60億人」というスローガンとともに、ルソーおよびシーエスが再び地球社会の政治的舞台に戻った。電子的流布メディアへの参入の正当な要求を表現するために、ポスト近代主義的ハッカー共同体すら、18世紀の憲法制度化への回帰、即ち「サイバースペースの独立宣言」に勝る主張を思いつかなかった(Teubner 2003)。

2003年2月に行われた、イラク戦争に反対する、グローバルな公共圏の短い歴史のなかでの最大のデモの動機は、極めて多様で、反アメリカ主義的感情が混じっていたが、欧州およびアメリカ以外の国で原理主義的動機も見られた。しかし、全てのデモの目的は、現在妥当する憲法としての*国際法*の最高の規範の防衛であった。サンフランシスコのデモには、ヒッピーの古いスローガンの憲法原則への変形、つまり「戦争ではなく、法を

作れ」は、その典型的例であった。

しかも、欧州の反戦デモのもうひとつの目的は、国際法を志向する欧州連合の一貫した政治の方針であった。広範な、本当のヨーロッパの公共圏が初めて街頭デモで自らの意志を表現したし、その際、この公共圏は同時に欧州市民の沈黙する、ほぼ憲法改正のために必要な過半数および連合の憲法機関の過半数による決議を引き合いに出すことができたということは、このデモの一番面白い側面であった。直接に主題化されてはいなかったが、現在の欧州連合の制度によって一般意志が不十分にしか代表されていないことが、公的に知り得たといえよう。

(2) 構造的レベルにおいて、グローバル的に結ばれているシビル・ソサィエティの形成が、このような個別的な事件および運動に相当する。その組織的核心は、人権保護団体、特定の紛争解決のために成立した法律化団体、アルタナティブ銀行、自助組織、環境保護団体、草の根運動から、さらにはその周辺にある犯罪組織やテロ組織にまで及ぶ。ポール・ストリーテンは、それを灰色の領域に益々社会的影響力を取得する、「公的でも私的でもない領域に」成立した、「全ての地球市民」の資格を代表する「成立途上のグローバルなシビル・ソサィエティ」と名づける (Streeten 2001, Bramann/Sreberny, Mohammadi 1996)。世界貿易機関、国連、欧州連合の憲法機関に対して、このようなグローバルなシビル・ソサィエティの組織の「無視できない影響」は益々大きくなりつつある (Khan 2001: 323)。その影響は、当該機関の綱領の宣言、改革プロジェクト、議題決定に及び、また決議の過程の透明性を改善する試み、非国家的行為者との公的協力関係、国連憲章の71条によって可能になった非政府組織の顧問資格の取得を促進し、数多くの観察者にとってコミュニケーションの理性の理想郷に見える非常に拡大された欧州の官僚中心主義にまで及ぶ (Joerges/Neyer 1997)。

この発展の結果を協議的民主制と取り違えないよう、注意する必要がある。何故なら、平等な決定手続きおよび平等な代表制のない制度は、民主制ではないからである (Möllers 2002, Erikson 2001)。しかし、可能な民

主化の重要な前提条件は、拘束力をもつ決定の作成に作用するような、益々増える協議的フィルターの必ずしも代表的ではない多様な形態によって満たされている。即ち、ポスト国民国家的憲法の受容的性質は、「意識を深める効果」に基づく「間接的参加」によって強化される。この性質によって、既存の機関は「国際法の主体の数を限定してはいけない」(that the number of subjects of international law is not a closed shop) ということ承認せざるをえない (Khan 2001: 353)。

(3) 政治的システム形成および大地域の再組織化のレベルで、*経済憲法・国際法憲法*をグローバルな帝国主義に取って代わらせる最近のアメリカ合衆国の強引な試みが明らかにしているのは、戦後地域における国家形成のために必要な構築的解決は、明らかに単独で変形されたグローバル憲法システムで実現できないということである。欧州連合とアメリカ合衆国の間の益々激しくなりつつある衝突の焦点は、政治的大地域システムの権力問題・支配問題だけではなく、*憲法問題*も争われている。合衆国の政府はずっと以前から一國益のみを条件とする「力本位の文化」(culture of dynamism) とともに法と権力の直接的な結合を絶対に優先しようとする。それに対して、欧州連合において、権力と法の憲法制度化—それが支配に形を与えるのであれ、支配を根拠付けるのであれ—とともに尊法主義的「形式主義の文化」(culture of formalism) を優先する傾向が強い (Koskeniemi 2001)。この衝突が如何に解決されるかは、民主制の行方を決定する。いずれにせよ、グローバルな法におけるかなり力の弱い法的形式主義 (legal formalism) が近代的で平等な民主制の可能性の前提条件そのものであることは、多くの点からますます明らかになりつつある。

(4) 以上から明らかのように、独立して見れば、超国家的機関としての欧州連合は、民主制の欠落という問題をまだ解決していない。欧州連合は、自らの組織の加盟国になる資格をもっていない (Offe 1998)。しかし、超国家的機関の新しい*進化的*形態と比べれば、民主制にとって有利な格付けが著しい。第 III 節で明らかになったように、民主制が*世界経済憲法*において、弱く、極めて間接的で「国際法の通常な規則」(DSU 3 条 2

項)を通じて定着しているのに対して、民主制原理の基本権に基づく承認は、憲法としての国際法においてより進んでいる。それに対して、欧州連合の憲法の組織法に既には、民主制原理は規範的で拘束力をもって書き込まれている。欧州の現在の憲法において、国民国家の益々進展する脱民主化が連合の再民主化より明確に進んでいるにも係わらず、欧州法の今までの極めて活発な発展の「論理」や方針に相当する形で、数多くの細かい憲法改正がなされた後で、ある日この傾向が変わる可能性がある。この場合に初めて、欧州連合は「地球の他の地域にとって模範」となりうる (Grimm 2003: 35)。

以上のことから、超国家的機関の増大する優位性が「民主制の終焉」(Guéhenno 1994)を必然的に意味するのではなく、民主制をもっと実現しようとする試みが、少なくとも望みがないわけではないということがいえよう。「民主的地球革命」(Krieger 1991)は、まだ終わっていないのである。

関連文献

- Alter, K., 1996: "The European Court's Political Power", *West European Politics*; 19, No 3, 458–487.
- Arndt, A., 1963: *Umwelt und Recht. Neue Juristische Wochenschrift* 1/2, 24–26.
- Arendt, H., 1974: *Über die Revolution*. München; Piper.
- Augustin, A., 2000: *Das Volk der Europäischen Union*. Berlin; Duncker & Humblot.
- Badura, P., 1995: Diskussionsbemerkung. S. 144–145 in: *Christian Starck*, (Hrsg.), *Rangordnung der Gesetze*. Göttingen; Vandenhoeck & Ruprecht.
- Bertilson, M., 2001: Professions on the Road to Global Power: The Case of the Legal Profession. S. 241–272 in: *Mikael Carleheden/Michael Hvild Jacobsen*, (Hrsg.), *The Transformation of Modernity*. Aldershot; Ashgate.
- Beyma, K.v., 1968: *Die verfassungsgebende Gewalt des Volkes*. Tübingen; Mohr.
- Böckenförde, E.-W., 1991a: *Staat, Verfassung, Demokratie*. Frankfurt; Suhrkamp.
- Böckenförde, E.-W., 1991b: *Recht, Staat, Freiheit*. Frankfurt; Suhrkamp.
- Bogdandy, A.v., 1999: *Supranationaler Föderalismus als Wirklichkeit und Idee einer neuen Herrschaftsform*. Baden-Baden; Nomos.
- Bogdandy, A.v., 2001: *Verfassungsrechtliche Dimensionen der Welthandelsorganisation*. *Kritische Justiz* 34, 264–281.

- Bramann, S./Sreberny-Mohammadi, A., (Hrsg.), 1996: *Globalization, Communication and Transnational Civil Society*. Cresskill; Hampton.
- Brunkhorst, H., 2000: *Einführung in die Geschichte politischer Ideen*. Paderborn; UTB.
- Brunkhorst, H., 2002a: *Solidarität. Von der Bürgerfreundschaft zur globalen Rechtsgenossenschaft*. Frankfurt; Suhrkamp.
- Brunkhorst, H., 2002b: *Verfassung ohne Staat? Das Schicksal der Demokratie in der europäischen Rechtsgenossenschaft*. *Leviathan* 30: 530–543.
- Brunkhorst, H., 2002c: “Globalising Democracy Without a State: Weak Public, Strong Public, Global Constitutionalism. *Millenium: Journal of International Studies*” 31: 675–690.
- Brunkhorst, H., 2003: *Der lange Schatten des Staatswillenspositivismus. Parlamentarismus zwischen Untertanenrepräsentation und Volkssouveränität*. *Leviathan* 31: 675–690.
- Brunkhorst, H., 2003a: *Evolution und Revolution — Hat die Evolution des politischen Systems eine normative Seite?* S. 326–335 in: *K.-U. Hellmann/K. Fischer/H. Bluhm*, (Hrsg.), *Das System der Politik*. Niklas Luhmanns politische Theorie. Opladen; Westdeutscher Verlag 2003.
- Callies, G.-P., 2001: *Globale Kommunikation — staatenloses Recht*. *Archiv für Rechts und Sozialphilosophie*, Beiheft 9: 62–70.
- Claessen, C. D., 1994: “*Europäische Integration und demokratische Legitimation*“. *Archiv des öffentlichen Rechts* 119: 238–260.
- Creveld, M.-v., 1999: *Austieg und Untergang des Staates*. München: Gerling-Akad.
- Dahl, R., 1989: *Democracy and its Critics*. Yale: Univ. Press.
- DiFabio, U., 1991: *Offener Diskurs und geschlossene Systeme*. Berlin: Duncker & Humblot
- DiFabio, U., 1998: *Das Recht offener Staaten*. Tübingen: Mohr.
- Dworkin, R., 1984: *Bürgerrechte erntgenommen*. Frankfurt: Suhrkamp
- Erikson, E. O., 2001: *Democratic or technocratic governance*. S. 1–19 in: Jean Monnet Working Paper, NYU Law School.
- Fassbender, B., 1998: *The United Nations Charter als Constitution of the International Community*. *Columbia Journal of Transnational*: 529–619.
- Fischer-Lescano, A., 2002a: *Globalverfassung. Die Geltungsbegründung der Menschen-Rechte im postmodernen ius gentium*. Weilerswist: Velbrück Wissenschaft 2004.
- Fischer-Lescano, A., 2002b: *Globalverfassung: Los desaparacidos und das Paradox der Menschenrechte*. *Zeitschrift für Rechtssoziologie* 2: 217–249.

- Fischer-Lescano, A., 2002c: Globalverfassung: Verfassung der Weltgesellschaft. ARSP 88: 349–378.
- Forsthoff, E., 1971: Der Staat der Industriegesellschaft — dargestellt am Beispiel der Bundesrepublik Deutschland. München: Beck.
- Foucault, M., 1977: Überwachen und Strafen. Frankfurt: Suhrkamp.
- Frowein, J., 2000: Konstitutionalisierung des Völkerrechts. S. 427–447 in: DGVR (Hrsg.), Völkerrecht und Internationales Recht in einem sich globalisierenden internationalen System, Heidelberg.
- Grimm, D., 2001: Die Verfassung und die Politik. München: Beck.
- Grimm, D., 2003: Die größte Erfindung unserer Zeit — Als weltweit anerkanntes Vorbild braucht Europa keine Verfassung, S. 35 in: Frankfurter Allgemeine Zeitung Nr. 137.
- Guéhenno, J.-M., 1994: Das Ende der Demokratie. München: Artemis.
- Günther, K., 2001: Rechtspluralismus und universal Code der Legalität: Globalisierung als rechtstheoretisches Problem. S. 539–567 in: *L. Wingert/K. Günther*, (Hrsg.), Die Öffentlichkeit der Vernunft und die Vernunft der Öffentlichkeit. Frankfurt: Suhrkamp.
- Günther, K./Randeria, 2001: Recht, Kultur und Gesellschaft im Prozess der Globalisierung. Paper der Reimann-Stiftung, Bad Homburg.
- Habermas, J., 1981: Theorie des kommunikativen Handelns, Bd.1: Handlungsrationalität und gesellschaftliche Rationalisierung. Frankfurt: Suhrkamp.
- Habermas, J., 1981a: Theorie des kommunikativen Handelns, Bd.2: Zur Kritik der funktionalistischen Vernunft, Frankfurt: Suhrkamp.
- Habermas, J., 1992: Faktizität und Geltung. Frankfurt: Suhrkamp.
- Habermas, J., 2001: Zeit der Übergänge. Frankfurt: Suhrkamp.
- Halter 2003: On the Finality of the European Union. *European Law Journal* 9: 1–33.
- Hardt, M./Negri, T., 2002: Empire. Die neue Weltordnung. Frankfurt: Campus.
- Hegel, G.W.F., 1970: Phänomenologie des Geistes, Werke 3. Frankfurt: Suhrkamp.
- Hegel, G.W.F., 1970a: Grundlinien der Philosophie des Rechts, Werke 7. Frankfurt: Suhrkamp.
- Heintzen, M., 1994: Die `Herrschaft` über die europäischen Gemeinschaftsverträge. *Archiv des öffentlichen Rechts* 119: 564–589.
- Heller, H., 1934: Staatslehre. Leiden: Sijthoff.
- Hilf, M./Reuss, M., 1997: Verfassungsfragen lebensmittelrechtlicher Normierung. *Zeitschrift für das gesamte Lebensmittelrecht* 3: 289–302.
- Hofmann, H., 1995: “Menschenrechtliche Autonomieansprüche”. *Verfassungsrechtlich-*

- che Perspektiven. Tübingen: Mohr.
- Hofmann, H., 1998: Das Recht des Rechts, das Recht der Herrschaft und die Einheit der Verfassung. Berlin: Duncker/Humboldt.
- Hofmann, H., 1999: Von der Staatssoziologie zu einer Soziologie der Verfassung? *Juristen Zeitung* 22: 1071–1076.
- Hofmann, H., 1995a: Geschichtlichkeit und Universalitätsanspruch des Rechtsstaats. *Der Staat* 34: 1–32.
- Isensee, J., 1985: "Staat". S. 133–170 in: *Staatslexikon*, Bd.5, Freiburg: Herder.
- Jellinek, G., 1922: *Allgemeine Staatslehre*. Berlin: Springer.
- Jellinek, G., 1979: *System der subjektiven öffentlichen Rechte*. Aalen: Scientia.
- Jesch, 1961: *Gesetz und Verwaltung*. Tübingen: Mohr.
- Joerges, C., 1996: Das Recht im Prozeß der europäischen Integration. S. 73–107 in: *M. Jachtenfuchs/B. Kohler-Koch*, (Hrsg.), *Europäische Integration*. Opladen: Leske 1996.
- Joerges, C./Neyer, J., 1997: "From Intergovernmental Bargaining to Deliberative Democracy". *European Law Journal* 3: 274–300.
- Joerges, C./Vos, E., Hg., 1999: *EU Committees; Social Regulation, Law and Politics*. Oxford: Hart.
- Kant, I., 1777: Zum ewigen Frieden. S. 191–259 in: *Werke XI*, Frankfurt: Suhrkamp.
- Kant, I., 1777a: Über den Gemeinspruch, in: *Werke XI*, Frankfurt: Suhrkamp, S. 125–172.
- Kern, F., 1952: *Recht und Verfassung im Mittelalter*. Darmstadt: Wiss. Buchges.
- Khan, R., 2001: The Anti-Globalization Protests: Side-show of Global Governance, or Law-making on the Streets? *Zeitschr. f. ausl. öffentl. Recht und Völkerrecht* 61: 323–355.
- Kirchhof, P., 1997: Diskussionsbeitrag. S. 111f in: *Kontrolle auswärtiger Gewalt, Veröffentlichungen der Vereinigung der deutschen Strafrechtslehrer*, Heft 56. Berlin: de Gruyter.
- Koskenniemi, M., 1998: Die Polizei im Tempel. Ordnung, Recht und die Vereinten Nationen; eine dialektische Betrachtung. S. 63–87 in: *Einmischung erwünscht? Menschenrechte und bewaffnete Intervention*. Frankfurt: Fischer.
- Koskenniemi, M., 2001: *The Gentle Civilizer of Nations. The Rise and Fall of International Law 1870–1960*. Cambridge: Univ. Press.
- Krajewski, M., 2001: Democratic Legitimacy and Constitutional Perspectives of WTO Law. *Journal of World Trade* 35: 166–186.
- Kriele, M., 1975: *Einführung in die Staatslehre*. Reinbek: Rowohlt.
- Kriele, M., 1991: Die demokratische Weltrevolution. *Archiv für Rechts- und Sozialphilosophie*

- Sophie, Beiheft 44: 201–211.
- Langer, S., 1994: Grundlagen einer internationalen Wirtschaftsverfassung. München: Beck.
- Lepsius, O., 1999: Steuerungsdiskussion, Systemtheorie und Parlamentarismuskritik. Tübingen: Mohr.
- Löwenstein, K., 1997: Verfassungslehre. Tübingen: Mohr.
- Luhmann, N., 1988: Macht. Stuttgart: Enke.
- Luhmann, N., 1990: Verfassung als evolutionäre Errungenschaft. Rechtshistorisches Journal 9: 176–220.
- Luhmann, N., 1997: Die Gesellschaft der Gesellschaft. Frankfurt: Suhrkamp.
- Marx, K., 1972: Kritik des Hegelschen Staatsrechts (§§261–313), MEW 1. Berlin: 203–333.
- Maus, I., 1992: Zur Aufklärung der Demokratiedemokratie. Frankfurt: Suhrkamp.
- Maus, I., 1994: Volk und Nation im Denken der Aufklärung. Blätter für deutsche und Internationale Politik 5: 602–613.
- Merkel, A., 1927: Allgemeines Verwaltungsrecht. Wien/Berlin: Julius Springer.
- Möllers, C., 1997: Der parlamentarische Bundesstaat — Das vergessene Spannungsverhältnis von Parlament, Demokratie und Bundesstaat. in: Föderalismus — Auflösung oder Zukunft der Staatlichkeit? München: Boorberg.
- Möllers, C., 2000a: Staat als Argument. München: Beck.
- Möllers, C., 2000b: Skizzen zur Aktualität Georg Jellineks. S. 155–171 in: S.L. Paulsen/M. Schulte, (Hrsg.), Georg Jellinek — Beiträge zu Leben und Werk. Tübingen: Mohr.
- Möllers, C., 2002: Policy, Politics oder Politische Theorie, elektronische Kopie. Heidelberg.
- Möllers, C., 2003: Verfassungsgebende Gewalt — Verfassung — Konstitutionalisierung. Begriffe der Verfassung in Europa. S. 1–56 in: *Armin v. Bogdandy* (Hrsg.), Europäisches Verfassungsrecht. Berlin: Springer.
- Muschlinski, P., 1997: 'Global Bukowina' Examined: Viewing the Multinational Enterprise as a Transnational Law-making Community. S. 79–107 in: Teubner 1997.
- Müller, F., 1986: 'Richterrecht', Elemente einer Verfassungstheorie IV. Berlin: Duncker & Humblot.
- Müller, F., 1997: Wer ist das Volk? Eine Grundfrage der Demokratie, Elemente einer Verfassungstheorie VI. Berlin: Duncker & Humblot.
- Müller, F., 2001: Demokratie in der Defensive. Funktionelle Abnutzung — soziale Exklusion — Globalisierung. Elemente einer Verfassungstheorie VII. Berlin: Duncker & Humblot.

- Müller, F., 2003: Demokratie zwischen Staatsrecht und Weltrecht. Berlin: Duncker & Humblot.
- Nader, L., 1999: The Influence of Dispute Resolution on Globalization: The Political Economy of Legal Models. *Onati Papers 7: Globalization and Legal Cultures*: 87–97.
- Neves, M., 1992: Verfassung und positives Recht in der peripheren Moderne. Berlin: Duncker & Humblot.
- Neves, M., 1997: Symbolische Konstitutionalisierung. Berlin: Duncker & Humblot.
- Neves, M., 2000: Zwischen Themis und Leviathan. Eine schwierige Beziehung. Baden-Baden: Nomos.
- Oeter, S., 1995: Souveränität und Demokratie als Probleme in der ‘Verfassungsentwicklung’ der Europäischen Union. *Zeitschrift für ausländisches öffentliches Recht und Völkerrecht (ZaöRV)* 55: 659–712.
- Oeter, S., 1999: Allgemeines Wahlrecht und Ausschluß von Wahlberechtigung: Welche Vorgaben enthält das Grundgesetz, in: *U. Davy*, (Hrsg.), Politische Integration der ausländischen Wohnbevölkerung. Baden-Baden: Nomos.
- Oeter, S., 2000: Internationale Organisation oder Weltföderation? Die organisierte Staatengemeinschaft und das Verlangen nach einer ‘Verfassung der Freiheit’. S. 208–239 in: *H. Brunkhorst/M. Kettner*, (Hrsg.), Globalisierung und Demokratie. Frankfurt: Suhrkamp.
- Oeter, S., 2002: Gibt es ein Rechtsschutzdefizit im WTO-Streitbeilegungsverfahren? S. 212–238 in: *C. Nowak/W. Cremer*, (Hrsg.), Individualrechtsschutz in der EG und in der WTO. Baden-Baden: Nomos.
- Offe, C., 1998: Demokratie und Wohlfahrtsstaat: Eine europäische Regimeform unter dem Stress der europäischen Integration. S. 99–136 in: *W. Streek*, (Hrsg.), Internationale Wirtschaft, Nationale Demokratie. Frankfurt: Campus.
- Radbruch, G., 1950: Rechtsphilosophie. Stuttgart: Kochler.
- Rawls, J., 1993: The Law of the Peoples. S. 41–82 in: *S. Shute/S. Hurley*, (Hrsg.), On Human Rights. New York: Basic Books.
- Reinhard, W., 1999: Geschichte der Staatsgewalt. München: Beck.
- Rosas, A., 1995: State Sovereignty and Human Rights: forwards a Global Constitutional Project, *Political Studies, Special Issue: Politics and Human Rights*: 61–78.
- Sellin, V., 2001: Die geraubte Revolution. Der Sturz Napoleons und die Restauration in Europa. Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht.
- Scelle, G., 1923: Essai de systematique de droit international. *Revue générale de droit international public* XXX: 116–142.
- Scharpf, F., 1999: Regieren in Europa — Effektiv und demokratisch? Frankfurt:

- Campus.
- Scharpf, F., 2002: Regieren im europäischen Mehrebenensystem — Ansätze zu einer Theorie. *Leviathan* 30: 65–92.
- Schmitt, C., 1933: Das Staatsnotrecht im modernen Verfassungsleben. *Deutsche Richter-Zeitung* 8/9: 254–255.
- Schmitt, C., 1988: Positionen und Begriffe. Berlin: Duncker & Humblot.
- Schmitt, C., 1989: Verfassungslehre. Berlin: Duncker & Humblot.
- Schönberger, C., 1997: Das Parlament im Anstaltsstaat. Frankfurt: Klostermann.
- Schönberger, C., 2003b: Die Europäische Union als Bund. Zugleich ein Beitrag zur Verabschiedung des Staatenbund-Bundesstaat-Schemas. Man. 2003.
- Schuppert, G. F., 2000: Anforderungen an eine Europäische Verfassung. S. 237–262 in: *H.-D. Klugmann/F. Neidhardt*, (Hrsg.), *Zur Zukunft der Demokratie. Herausforderungen im Zeitalter der Globalisierung*. WZB-Jahrbuch. Berlin: Sigma.
- Steiger, H., 1966: Staatlichkeit und Überstaatlichkeit. Berlin: Duncker & Humblot.
- Streeten, P., 2001: *Globalization — Threat or Opportunity?* Copenhagen: Business School Press.
- Teubner, G., 1996: Globale Bukowina. Zur Emergenz eines transnationalen Rechtspluralismus. *Rechtshistorisches Journal* 15: 255–290.
- Teubner, G., (Hrsg.), 1997: *Global Law without a State*. Aldershot: Dartmouth.
- Teubner, G., 2000: Privatregimes: Neo-Spontanes Recht und duale Sozialverfassungen in der Weltgesellschaft. S. 437–453 in: *D. Simon/M. Weiss*, (Hrsg.), *Zur Autonomie des Individuums*. Baden-Baden: Nomos.
- Teubner, G., 2000a: Das Recht der globalen Zivilgesellschaft. *Frankfurter Rundschau* 253: 20
- Teubner, G., 2003: Globale Zivilverfassungen: Alternativen zur staatszentrierten Verfassungstheorie. *Zeitschrift für ausländisches öffentliches Recht und Völkerrecht* 63: 1–28.
- Teubner, G./Zumbansen, P., 2000: Rechtsentfemungen: Zum gesellschaftlichen Mehrwert des 12. Kamels. *Zeitschrift für Rechtssoziologie* 1: 189–215.
- Thürer, D., 2000: ‘Citizenship’ und Demokratieprinzip: Föderative Ausgestaltung im innerstaatlichen, europäischen und globalen Rechtskreis. S. 177–207 in: *H. Brunkhorst/M. Kettner*, (Hrsg.), *Globalisierung und Demokratie*. Frankfurt: Suhrkamp.
- Tomuschat, C., 1995: Die internationale Gemeinschaft. *Archiv des Völkerrechts* 1/7: 1–20.
- Tomuschat, C., 2002: “Der Sicherheitsrat ist gestärkt”. *FAZ* 262: 12.
- Uerpman, R., 2001: Internationales Verfassungsrecht. *Juristenzeitung* 56: 565–573.

- Vec, M., 1999: "Die Norm begräbt den Staat". FAZ-Beilage v. 27.11.
- Verdross, A., 1926: Die Verfassung der Völkerrechtsgemeinschaft. Wien.
- Walker, N., 2002: The Idea of Constitutional Pluralism. *Modern Law Review* 65: 317–359.
- Weiler, J. H. H., 1991: The Transformation of Europe. *The Yale Law Review* 100: 2403–2483.
- Weiler, J. H. H., 1997: To be a European citizen — Eros and civilization. *Journal of European Public Policy* 4: 495–519.
- Wolf, K.D., 2000: Die neue Staatsräson — Zwischenstaatliche Kooperation als Demokratieproblem der Weltgesellschaft. Baden-Baden: Nomos.
- Zürn, M., 1996: Zum Verhältnis von Globalisierung, politischer Integration und politischer Fragmentierung. S. 2–20 in: *Jahrbuch Arbeit und Technik*, Bonn: Dietz.